

国際課税委員会（第 86 回）議事録

文責 森信茂樹

15 年 7 月 3 日、「中国企業持ち分の関節譲渡に係る新規定」について、税理士法人 P w C パートナーの白崎亨様からお話しいただき、その後議論を行いました。

説明の概要は以下のとおり（資料別添）。

15 年 2 月、中国国家税務総局は、中国非居住企業による中国企業の持分等の財産の間接譲渡に関する企業所得税に関する公告を交付した。これは、間接譲渡に係る規制対象の拡大（新たに、中国にある不動産などの財産が追加された）、報告の任意化、合理的な商業目的の判定基準の明示（合理的な商業目的があれば課税されない）などである。15 年 2 月 3 日以降の間接譲渡から適用される。

これに対しては、合理的な商業目的の有無の判定基準が公告されており、いわばセーフハーバーとなっている。例えば香港に所在する中国国外企業の持ち分の主要な価値が中国課税財産に直接・間接的に由来するかどうかなどが判定基準となっている。

中国税務機関に対する間接譲渡報告義務も課せられた。この義務は違反に対して罰則はないが、インセンティブが付されている。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。